

支 払 基 金  
平成 2 4 年 8 月 3 1 日

### 医薬品マスターの改定について

今般、別表の医薬品については、平成 2 4 年 3 月 5 日付け厚生労働省告示第 7 5 号に基づき「廃止」します。(経過措置年月日「2 0 1 2 0 8 3 1」(6 5 コード))

また、この公表レコードの適用年月日は、平成 2 4 年 9 月 1 日であることから、平成 2 4 年 8 月診療分請求に係るマスターへ誤って使用することのないようご留意願います。